

中之条町行政改革集中改革プラン

平成18年3月

中之条町

目 次

中之条町行政改革集中改革プラン

これまでの取り組み	1
今後の取り組み目標	1
取り組み方針	2
事務・事業の再編・整備、廃止・統合に関すること	3
1．事務・事業の再編・整備、廃止・統合	3
民間委託等の推進（指定管理者制度を含む）に関すること	3
1．民間委託等の推進	3
（1）公の施設についての取り組み目標	3
（2）公の施設以外の施設についての取り組み目標	3
（3）その他の事務についての取り組み目標	3
定員管理・給与の適正化に関すること	4
1．定員管理の適正化	4
2．給与の適正化（諸手当の総点検）	5
3．定員・給与等の状況の公表	6
4．福利厚生事業	6
5．人材育成の推進	6
第三セクターの見直しに関すること	6
経費節減等の財政効果に関すること	7
1．歳入確保策	7
2．歳出削減策	8
3．経費の節減合理化及び財政の健全化	9
地方公営企業に関すること	14
その他	16

中之条町行政改革集中改革プラン

【これまでの取り組み】

現在、地方分権が強く推進され国と地方の役割が明確にされる中、地方には自己決定・自己責任による行政運営が求められています。

更に、少子・高齢化や財政事情の悪化など地方を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、より簡素で効率的な行財政運営を推進してこの厳しい社会情勢に対応し、町民に信頼される行政体制を確立していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、町では平成8年度に「中之条町行政改革大綱」を策定し、また、平成11年度から5年間で「中之条町第2次行政改革大綱」の実施期間として行政改革に取り組み、それぞれ事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理による職員数の抑制など、効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指しながら行財政基盤の整備に取り組んできました。

取り組みの内容としては、都市計画課の土木課への統合や一部補助金の廃止・継続的な職員の抑制などがあり、一定の成果を上げることができました。

また、この間も社会経済情勢や景気の動向が急激に変化し、福祉・環境・教育問題など様々な分野に対する町民のニーズが高度化・多様化するとともに、地方分権が強力に推進され国と地方公共団体との関係が抜本的に見直されるなど時代の大きな転換期の中で、より簡素で効率的な行政運営と質の高い行政サービスの提供等を目指し行政改革に取り組んできたところです。

【今後の取り組み目標】

地方が真に自立し、住民が安心して暮らしていける町づくりをしていくためには、行政運営全般を抜本的に見直し分権型社会でいわれる『自己責任・自己決定』のもと、簡素で質の高い行政サービスを提供していく必要があります。このため、町民に信頼される行政の構築を目指し、できる限りの情報を提供しながら協働による町づくりを推進し行政改革に取り組んでいくものとします。

また、地域経済が低迷を続ける中で自主財源としての町税収入が減少の一途を辿る一方で、「三位一体の改革」の一環により交付税が縮減されていくなど、町の財政状況は一層深刻な状況になりつつあります。

このような状況のもとで自立した財政運営を推進するためには、歳入面で基本をなす自主財源の安定確保のため、町税の適正な課税と収納率の向上を図ることは勿論、歳出面においても限られた財源を有効に活用していくため事務事業の見直しや機構改革等を推進し、簡素で効率的な行政運営に取り組んでいきます。

取り組みの目標

1 歳出の削減

- (1) 人件費 平成21年度までの実施期間に職員の定員・給与等の見直しを行い、約1億1,500万円程度を削減目標とします。
- (2) 物件費 平成21年度の目標を平成16年度の決算に対して5.3%削減し、4,400万円程度縮減することを目指します。
- (3) 維持補修費 平成21年度の目標を平成16年度の決算に対して6%削減し、470万円程度削減することを目指します。
- (4) 補助費等 平成21年度の目標を平成16年度の決算に対して5.9%

- 削減し、8,100万円程度縮減することを目指します。
- (5) 投資的経費 平成21年度の目標を平成16年度の決算に対して25%削減し、1億7,000万円程度縮減することを目指します。
- (6) 扶助費 その時々状況を踏まえ見直しを行っていきます。

2 歳入の確保

- (1) 町 税 町税については、課税客体の適確な把握と適正な課税に努めるとともに、滞納者に対しては適切な指導・助言を行い納税意識の高揚を図り、全体として収納率の向上を目指します。
- (2) 公有財産の売払等 現在活用されていない町有等の公有財産について、民間への賃貸や売却が可能かどうか検討していきます。
- (3) 使用料・手数料等 町民負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、受益の内容に応じた適正な水準となるよう見直しを行っていきます。

【取り組み方針】

(1) 実施期間

「中之条町行政改革集中改革プラン」の実施にあたっては、17年度から22年度までの5ヵ年の具体的取り組み目標を策定し、積極的に行政改革に取り組むこととします。

(2) 取り組み項目

- ・事務事業の再編・整理、廃止・統合
- ・民間委託等の推進
- ・定員管理の適正化
- ・給与の適正化（諸手当の総点検）
- ・経費節減等の財政効果

(3) 進捗状況の公表と意見の聴取

集中改革プランに基づく行政改革の進捗状況は、「広報なかのじょう」や町のホームページを通じて公表するとともに、町民をはじめとする外部の意見を幅広く聞き入れることとします。

事務・事業の再編・整備、廃止・統合に関すること

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

複雑・多様化する住民のニーズに柔軟に対応するため、効果や効率性を考慮しながら所期の目的を達成した事業の廃止・縮小を実施するとともに、類似する事業を統合するなどの見直しを行っていきます。

また、機構改革による課の統廃合を行い、より効率的な行政サービスの向上を目指すなど積極的に事務事業の整理合理化を推進していきます。

機構改革による課の統廃合については、平成17年12月議会において議決承認され、平成18年4月から施行する予定になっていますが、このことにより4課減少されることとなります。

民間委託等の推進（指定管理者制度を含む）に関すること

1. 民間委託等の推進

民間委託等については、現在町で所有する65施設の内7施設を民間に委託しているますが、今後更に民間委託・指定管理者制度の活用を推進し一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図っていきます。

指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しながら経費の節減と住民サービスの向上を図るものであり、今後も適宜導入について検討していくものとします。

(1) 公の施設についての取り組み目標（65施設中）

16年度末時点における

* 指定管理者制度導入済み施設数	(0 施設)
* 業務委託実施済み施設数	(7 施設)
* 全部直営施設	(58 施設)

17年度～21年度までの5年間の取り組み目標

- * 医療・社会福祉施設及び産業振興施設について施設管理のあり方を検討し、21年度までに可能なところから指定管理者制度の導入を図ってきます。

(2) 公の施設以外の施設についての取り組み目標

16年度末時点における

* 全部委託実施済み施設数	(0 施設)
* 一部委託済み施設数	(0 施設)
* 全部直営施設	(1 施設)

17年度～21年度までの5年間の取り組み目標

- * 施設管理のあり方等を21年度まで検討します。

(3) その他事務についての取り組み目標

16年度末の委託状況

- * 全部委託
 - ・ 本庁舎清掃、電話交換、水道メーター検針、ホームヘルパー派遣

- * 一部委託
 - ・ 情報処理・庁内情報システム維持、ホームページ作成・運営
 - * 全部直営
 - ・ 本庁舎夜間警備、受付案内、公用車運転、学校給食、学校用務員事務、道路維持補修・清掃等、総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）
- 17年度～21年度までの5年間の取り組み目標
- * 全部直営となっている事務について、21年度までに委託可能かどうかそのあり方を検討します。

定員管理・給与の適正化に関すること

1. 定員管理の適正化

町の定員管理については、従来から職員の定数条例を基本としながら事務量に応じた適正な配置を行ってきました。しかし、厳しい財政運営が強いられる中では、事務事業の見直しや機構改革による行政組織の簡素化などとともに人件費の抑制を避けて通ることはできないため、計画的な人員の削減と効率的な定員管理を実施していかなくてはなりません。

具体的には、退職に伴う職員の補充を最小限に抑えるなど、計画的な職員の抑制に取り組み、平成22年度当初における職員数が現在より純減率で5%を上回るよう適正な定員管理に努めていきます。

なお、一般行政部門職員のみの数値ではありますが、現状では定員モデルで試算した職員数を実職員数が下回っています。

【職員数の推移】 (人)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H22
職員数	239	238	234	230	231	225	213

【定員モデル職員数】 (人)

定員モデル	定員モデル試算職員数	定員モデルに対する 実職員数
(平成17年4月1日)	131	128

注) 定員モデル：人口・面積・道路延長等、地方公共団体の行政需要が深いと考えられる指標を基に算出された参考職員数。(一般行政部門職員のみ)

一般行政：議会事務局・総務・企画・税務・労働・農林水産・商工・土木
・民生・衛生

【定員管理の数値目標】 (人)

区分	年 度							H17 22	
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	削減数	削減率	
4月1日 定員目標	一般行政	128	126	126	124	122	121	7	5.5
	教 育	60	58	58	56	56	57	3	5.0
	企 業	37	37	35	35	36	35	2	5.4
	計	225	221	219	215	214	213	12	5.3

2. 給与等の適正化（諸手当の総点検）

町における給与の適正化については、これまでも時間外手当の抑制や高齢層職員の昇給停止・管理職手当の2%カット・特殊勤務手当の見直しを行うなど、総人件費の抑制に取り組んできたところですが、今後においても国の給与制度改革等を視野に入れながら、町民の納得が得られるよう取り組んでいきます。

高齢層職員の昇級停止

55歳昇級停止については、平成16年度に実施済み。

退職時の特別昇給の廃止

退職（定年退職）時の特別昇給については平成16年度に廃止。

退職手当の支給率の見直し

退職手当の支給については、最高支給率等を含め退職手当組合に委託し適正に実施しています。

時間外勤務手当の削減

時間外勤務手当の削減については、総人件費抑制の一環として取り組むこととし、時間外勤務の常態化による公務能率の低下や、職員の過重労働による健康障害の発生を未然に防ぐためにも全体的な時間外手当の縮減に努めます。

具体的には、毎年度の時間外手当を前年比で3%縮減し、21年度における時間外勤務数を16年度対比15%縮減するよう努めます。

職務や能力、実績等を反映できる給与制度の検討

国の動向等を踏まえつつ、業務の性格や内容及び民間や国等の同種に従事する者との均衡を考慮し、住民の支持が得られるような給与制度・運用などを検討します。

特殊勤務手当等の見直し

特殊勤務手当については、その業務の「著しく危険・不快・困難」等の特殊性を鑑み支給するものですが、急速な社会情勢の進歩に伴う業務内容の変化や職務の困難性の軽減化など、現状の業務実態からみて特殊性の有無等の見直しを行い削減を行ってきました。現在町の特殊勤務手当はマイクロバス運転業務手当1種類を残すのみとなっており、各手当の廃止の状況は下記のとおりです。

また、厳しい財政状況を考慮し管理職特別勤務手当の廃止・管理職手当の引き下げも実施しています。

【特殊勤務手当の廃止状況】

- * 消防業務手当の廃止【平成17年4月～】
- * 特殊自動車運転業務手当の廃止【平成17年4月～】
- * 保育士手当の廃止【平成17年4月～】
- * 塩素取扱業務手当の廃止【平成17年4月～】
- * 税務調査・滞納整理手当の廃止【平成17年10月～】
- * 感染症等防疫作業手当の廃止【平成17年10月～】
- * 旅行病死取扱業務手当の廃止【平成17年10月～】
- * 用地交渉業務手当の廃止【平成17年10月～】

【管理職特別勤務手当等の状況】

- * 管理職特別勤務手当の廃止【平成17年4月～】
- * 管理職手当の2%削減【平成17年4月～】

3. 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の公表については、その状況を毎年町の広報紙に掲載し行ってきましたが、地方公務員法の改正を受け平成17年3月に「中之条町人事行政の運営等の状況に関する条例」を制定し、これに基づいて公表してきたところです。

17年度から21年度までの取り組み目標

定員・給与等の状況の公表については、条例に基づき広報紙のほかインターネットを利用し、町民にわかりやすい方法で公表を行っていきます。

4. 福利厚生事業

町における福利厚生事業は、いままで会員の掛け金と町からの補助金により職員互助会で運営を行ってきましたが、昨今の社会情勢により平成18年度から町補助金を廃止し、基本的に会員の掛け金で運営していくことになりました。

17年度から21年度までの取組目標

限られた予算の中で、より充実した福利厚生が推進できるよう事業内容の見直しを行っていきます。なお、見直しにあたっては近隣町村や民間の実施状況等を調査しそれらを踏まえ行っていくこととします。

5. 人材育成の推進

地方分権・行政改革が推進され、住民のニーズが多様化・高度化していく中で地方自治体には自己責任・自己決定により政策課題に対応していくことが求められています。そして、これらの課題に対応していく職員には時代の変化を認識し、政策課題に意欲的に取り組む姿勢や高い専門性が求められおり、このための人材育成を推進していきます。

町では、平成17年度中に「中之条町人材育成基本方針」を策定し、これに基づいて職員の意識改革や意欲と能力を最大限に引き出すための研修会等を実施していきます。

17年度から21年度までの取組目標

中之条町人材育成基本方針に基づく研修制度や人事管理制度を連携させ、自ら考え行動する職員の育成を図っていきます。

第三セクターの見直しに関すること

1. 町の第三セクターの現況

町で第三セクターに類するものとしてあげられるものは、地方公社としての「中之条町土地開発公社」がありますが、実質的には常時活動しているものではなく、出資団体の中の中之条町から依頼された場合に土地の先行取得を行っています。

なお、土地造成事業についての実施希望はあるものの、適地が見つからず実施できない現状にあります。

また、役職員については常勤でなく、給与等の支給もないことから当面現状を維持していこととします。

経費節減等の財政効果に関すること

1. 歳入確保策

限られた財源の中でより効率的な行政運営が求められている今日、事業の必要性や緊急性を踏まえた事務事業の見直し等による歳出面での削減・縮小努力のほか、歳入面においても自主財源確保への取り組みが急がれています。

とりわけ、町税の収納率向上に向けた取り組みを強化し、財政基盤を安定させた中で健全な町政運営を目指していきます。

税の徴収対策

町税の徴収率（現年度課税分・滞納繰越分の合計）は、平成15年度が94.6%、平成16年度が93.9%と推移していますが、長引く景気の低迷等の影響により税収は年々減少してきています。また、滞納繰越額も平成15年度で約94,886千円であったものが、平成16年度には115,938千円とやはり増加傾向にあり、今後さらに課税客体の適確な把握と併せ確実な徴収に努める必要があります。

特に滞納整理対策については、町民の不公平感を解消する上で最も重要であることから、現在実施している町税徴収班の再編成や休日徴収などの検討を行うとともに、悪質な滞納者に対しては差し押さえや競売を実施していくなど適正な滞納処分を推進し、租税負担の公平性を確保しつつ収納率の向上を図っていきます。

【町税徴収実績の推移】

年 度	調 定 額	収 納 額	徴 収 率	備 考
平成14年度	2,169,261,931	2,073,531,175	95.59%	
平成15年度	2,175,577,945	2,058,508,437	94.62%	
平成16年度	2,161,375,923	2,028,899,461	93.87%	

使用料・手数料の見直し

町内の各公共施設を維持管理するためには、人件費や光熱水費・清掃費など相応の維持管理費が必要となることから、これまでも利用者に受益者負担の原則に基づき使用料を負担していただいております。適正な料金となるよう見直しも行ってまいりました。

しかし、今後においても更に適正な負担となるよう見直しを行う必要があるため、社会経済情勢の変化や近隣町村の状況等を踏まえ検討していきます。

2. 歳出削減策

歳出の削減策としては、事務・事業の整理統合や指定管理者制度を含めた民間委託の推進、また、補助金の整理縮小などの見直しを行うとともに、定員の適正化に努めて人件費を縮減していく等、総合的に歳出の削減を図っていくこととします。

職員数の削減

町の職員数については、平成6年度から平成7年度にかけて増加し、平成7年度には最多の248人となっていました。平成8年度に策定した「中之条町行政改革大綱」及び平成11年度からの「第2次行政改革大綱」等に基づき定員の適正化に努めてきた結果、平成17年度においては平成7年度に比較して23名減の225名となっています。

このような状況の中で、今後5年間の定員管理に対する取り組み目標については、平成22年度当初の職員数が平成17年度当初に比べて5%以上（12名以上）縮減するよう取り組んでいきます。

なお、職員一人当たりに対する人口は、職員数が最多だった平成7年度当時が76.9名、平成17年度が79.2名と、この10年間ほぼ70名代後半で推移しているところです。

【職員数と人口の推移】

(人)

年 度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
職員数	233	232	232	239	247	248	246	246
人 口	19,583	19,446	19,370	19,249	19,125	19,065	18,904	18,838
職員一人 当の人口	84	83.8	83.4	80.5	77.4	76.8	76.8	76.5

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
職員数	242	237	239	238	234	230	231	225
人 口	18,695	18,517	18,521	18,321	18,174	18,112	17,942	17,831
職員一人 当の人口	77.2	78.1	77.4	76.9	77.6	78.7	77.6	79.2

給与等の削減

職員の給与等の削減については、今までも諸手当をはじめ見直しを行ない縮減に努めてきましたが、今後においても職員数の計画的な削減による給与の抑制を中心に、時間外勤務手当などの手当についても見直しを行い総体的な人件費の抑制を図っていきます。

組織の統廃合

行政組織の統廃合については、平成17年12月議会に「中之条町課設置条例の全部改正について」を議案として上程し、10課あったものを6課に整理縮小することで既に議決され、平成18年4月から施行する予定になっています。

内容としては、より効率的で分かりやすい行政組織に編成替えすることにより更なる住民サービスの向上を目指すもので、今後においても定期的に見直しを行い行政需要等を見極めた上で再編・整備に努めていきます。

【行政組織の再編状況】

再 編 前	再 編 後
総務課(一部)・税務課	総務課
総務課(一部)・企画課	行革推進課
厚生課・住民課	町民生活課
下水道課	上下水道課
農林課・商工課・観光課	経済産業課
土木課	建設課

民間委託による事務事業費削減

民間委託については、これまで「清流の湯」や「在宅支援センター」「子ども館」「陶芸館・木工館」「ゆうあい荘」など、可能なところから導入を進めてきましたが、一層の住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、指定管理者制度の導入を含め検討していきます。

施設維持費の削減

施設等の維持費については、照明や燃料代など光熱水費を中心に節減に努めていきます。具体的には照明等についてはこまめに電源を切り、冷暖房についても常に事務室内の温度状況を監視し、適温を超えた時点で電源を切るなどの対応をとりながら経費の縮減に努めていきます。また、施設管理にかかる業務委託経費についても最小限にとどまるよう交渉し縮減を計っていきます。

補助金等の整理合理化

町では、各種施策や事業の円滑な推進を図るため、各種団体や個人に補助金を交付してきましたが、社会情勢の変化や厳しい財政事情の中において5～10%の削減努力を行ってきました。

なお、今後においてもより効率性の高い事業を実施するため、補助金等の本来の目的と効果を検証しながら継続的に見直しを行っていきます。

内部管理経費の見直し及びその他事務事業の整理合理化等

一般行政経費等については、「最小の経費で最大の効果を！」を常に念頭に置き縮減に心がけ、予算ベースで前年比3%削減を目標として取り組んでいきます。

3. 経費の節減合理化及び財政の健全化

年々厳しさを増す財政状況の中で財政の健全化を図るためには、より一層の経費の節減と合理化を推進しなければならず、町税の収納率向上による自主財源の確保と併せて積極的に取り組んでいくこととします。

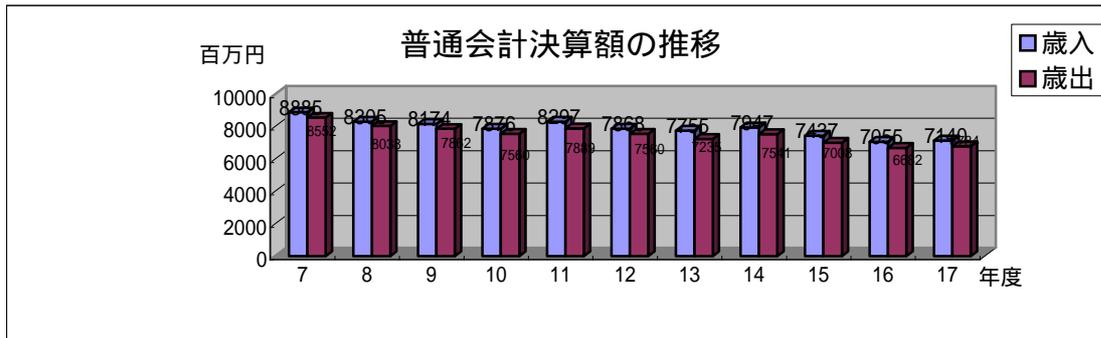
以下、本町の財政状況の推移は次のとおりとなっています。

(17年度については見込値)

(1) 財政状況の推移

予算額の推移

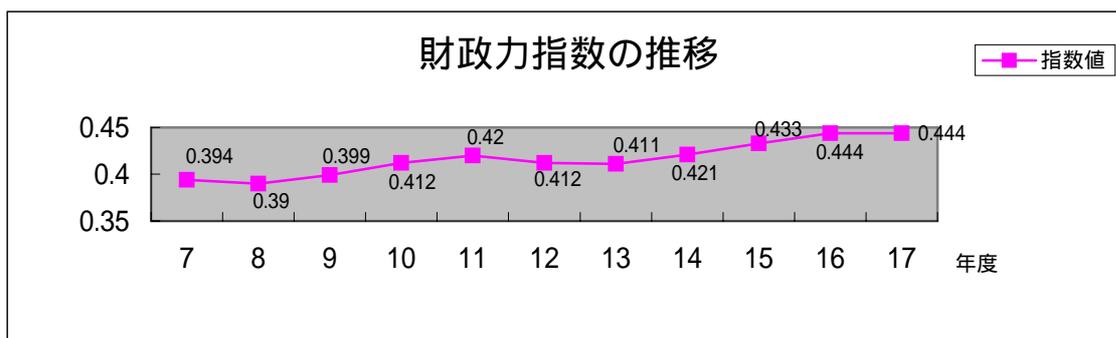
本町の普通会計の予算規模は、次表からもわかるように年々減少傾向にあり厳しい財政状況を見ることが出来ます。



財政力と自主財源

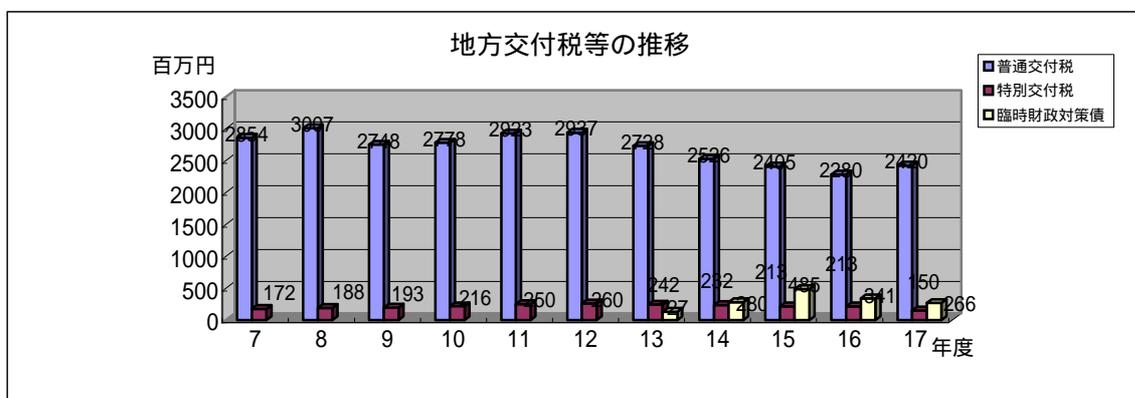
自治体の財政力を示す指標として、普通交付税算定の際に積算される財政力指数があり、この指数が大きいほど財源にゆとりがあるといえます。

この財政力指数が「1」を超える場合、その団体は財源に余裕があり標準的な水準以上の行政を行う力があるとされ、「1」未満の場合には財源の不足を補うため、国から普通交付税が交付されることとなります。



地方交付税

地方交付税は、平成12年度から減少傾向にあります。平成13年度以降、国の財源不足から臨時財政対策債が導入されたことや、三位一体改革の推進に伴う交付税制度の見直しによるもので、平成16年度には28億3,400万円まで減少し、今後更に厳しい状況が続くものと予想されます。



地方交付税とは、財源の地域的な不均衡を是正しすべての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことが出来るよう、必要な財源を確保することを目的としているもので、普通交付税と特別交付税とがあります。

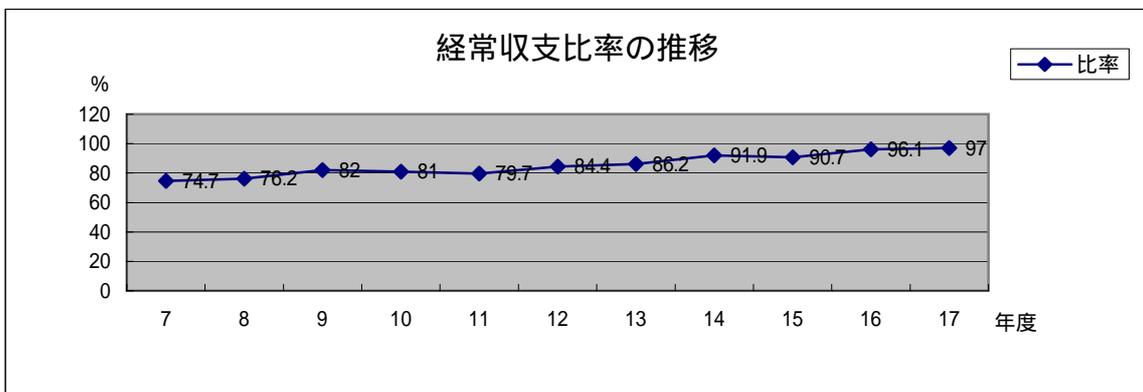
普通交付税とは、合理的な基準に基づき自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とされる額（基準財政需要額）と、標準的に徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）を算定し、収入が不足している場合これを補うために国から交付されるものです。

特別交付税とは、普通交付税の補完的な機能を果たすもので、普通交付税の算定にあたり反映することができなかった各自治体の特別な事情を考慮して交付されるものです。

臨時財政対策債とは、国が普通交付税として自治体に交付してきた額のうち、交付税特別会計の借入金で対応してきた財源不足分について、その半額を赤字地方債に振り替えたもので、通常の地方債とは異なり一般財源となります。（後年度の元利償還金が、普通交付税算定の際に基準財政需要額に算入されるもので、当初、13～15年度の臨時的措置が更に3年間延長されています。）

財政構造

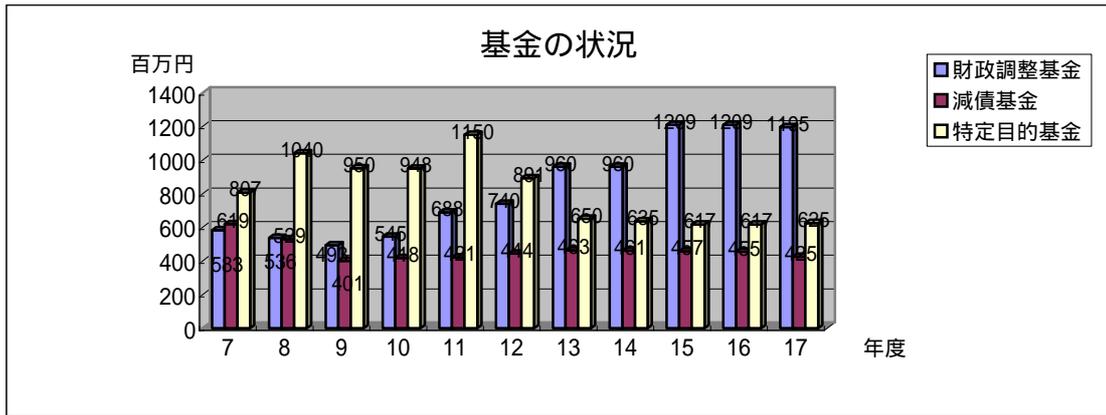
自治体の財政構造の弾力性を測る比率として経常収支比率がありますが、これは人件費・扶助費等の経常経費に、地方税・地方交付税等の経常一般財源がどの程度充当されているかをみるもので、町村にあっては70%程度が適当とされています。これが75%を超えるとその自治体は弾力性を失いつつあるとされていますが、当町の場合、平成8年度には75%を超え平成16年度には96.1%と悪化しています。



基金の状況

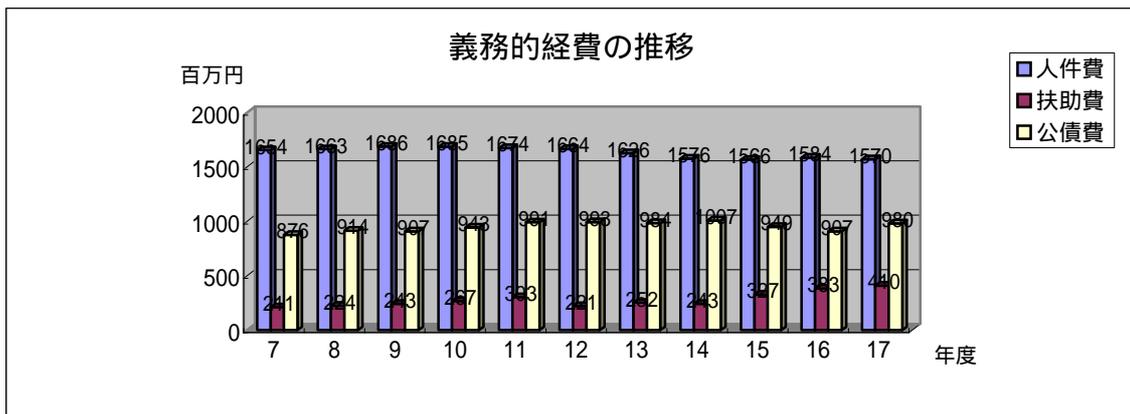
基金には、特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものとの2種類があります。

このうち財政調整基金は、予算編成時の財源不足の補填・災害時などの対応に備えるもので、平成16年度末の残高は12億900万円あまりとなっており、今後も一定額を確保していく必要があります。また、基金全体の残高は平成16年度末において22億8,100万円となっています。



義務的経費

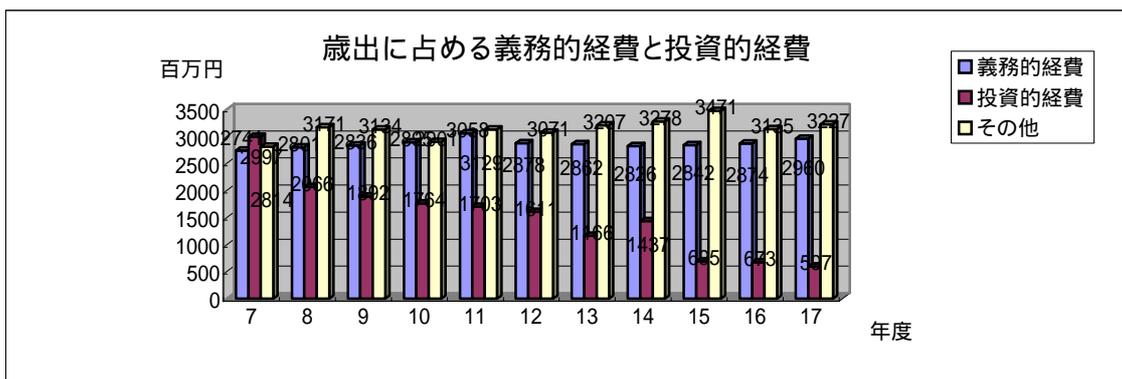
義務的経費とは、人件費・扶助費及び公債費のことで支出が義務付けられている経費です。人件費は団体が存在する限り経常的に支出しなければならず、扶助費は生活保護をはじめ大部分が法令の規定によって支出が義務付けられています。また、公債費は町債の償還に要する経費であり、いずれも任意に節減することができない経費です。



投資的経費

投資的経費とは、その支出効課が資本形成に向けられ施設等が将来に残るものに支出される経費をいい、工事費や公有財産購入費などの普通建設事業費を指し、国の補助金を受けて行う補助事業と町単独で行う単独事業費に分類されます。

近年は、義務的経費やその他（物件費・補助費・維持補修費など）が年々増加しているため投資的経費は減少しています。

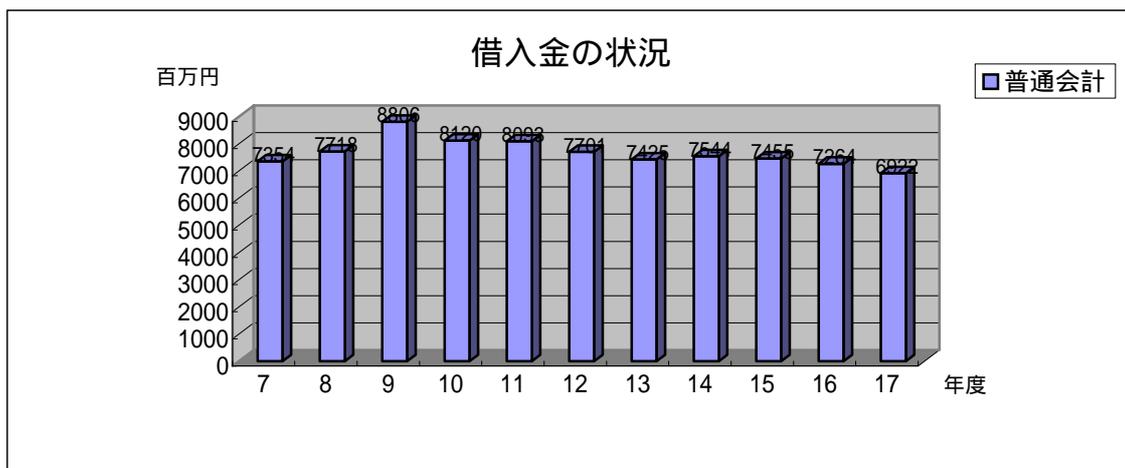


借入金

地方債（町債）は、自治体が財源の調達を目的として行う「借金」で、その返済が一会計年度を超えて行われるものを指しています。

地方債の活用により、「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができますが、翌年度以降その償還のための支出を義務付けられることになるため、過度に地方債に依存することは将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくはありません。

本町の場合、平成16年度末の町債残高は普通会計で約7億2千4百万円ですが、年度別の推移をみると減少傾向にあります。



表示された町債残高は、元金のみで利息は含まれていません。

町債の借入れは、国の財政融資資金・公営企業金融公庫・民間銀行などです。

(2) 財政状況の分析

本町では、事務事業の見直しをはじめとする経費節減に取り組み、効率的な財政運営に努めているところですが、財政を取り巻く状況は年々厳しさを増しています。

歳入面においては、長引く景気の低迷による地域社会経済の沈滞から、財政収入の基本である町税（町民税や固定資産税など）が減少し、地方交付税も減少しつつあります。

一方、歳出面においては、少子高齢社会の進展や長期にわたる不況による扶助費（福祉関連費）の増加が見込まれています。

また、三位一体の改革が進む中で地方への税源移譲とともに、国庫補助金及び地方交付税の見直しがあり、本町における財政運営も一段と厳しさを増し、更なる改革が必要となっています。

なお、今後の財政支出の見通しは次表のとおりです。

【財政収支見通し】

(単位:千円)

区 分		17年度	18年	19年	20年	21年
歳 入	町税	1,981,586	1,975,641	2,079,714	2,073,475	2,067,255
	地方譲与税・交付金	538,379	596,300	434,500	434,500	434,500
	地方交付税	2,575,134	2,350,000	2,306,000	2,262,880	2,220,622
	使用料・手数料	228,470	228,470	228,470	237,609	237,609
	国・県支出金	590,000	490,000	490,000	490,000	490,000
	繰入金	202,215	352,850	303,210	273,210	273,210
	繰越金	372,204	368,459	388,148	356,678	338,158
	町債	463,200	421,000	400,000	400,000	400,000
	その他収入	189,432	191,224	199,233	199,233	199,233
	歳入合計	7,140,620	6,973,944	6,829,275	6,727,585	6,660,587
歳 出	人件費	1,581,055	1,564,555	1,561,555	1,493,555	1,468,555
	扶助費	422,000	423,266	424,536	425,809	427,087
	公債費	981,400	909,055	872,693	837,785	804,274
	物件費	834,363	821,848	797,192	797,192	797,192
	維持補修費	76,843	76,843	74,843	74,843	74,843
	補助費等	1,399,000	1,371,020	1,302,469	1,302,469	1,302,469
	繰出金	795,000	905,000	923,100	941,562	936,854
	積立金	88,062	3,610	3,610	3,610	3,610
	投資・出資・貸付金	10,500	12,600	12,600	12,600	12,600
	投資的経費	583,938	500,000	500,000	500,000	500,000
歳出合計	6,772,161	6,587,797	6,472,598	6,389,425	6,327,484	

地方公営企業に関すること

地方公営企業については、その提供するサービスが自治体が直接実施するのにふさわしいものであるのか、民間活力を投入して運営した方が効率的であるのかなどを検討していくとともに、社会経済情勢の変化等を適確に捉えた中で、一層の経営健全化を推進していきます。

【教習所事業】

1 経営改善の推進

- (1) 平成17年度～平成21年度までの取組目標
- ・免許取得窓口の拡大
 - ・組織体制の見直し
 - ・その他

2 定員管理・給与の適正化

- (1) 定員管理の適正化
- ・教習需要の多寡に応じ適性化に努めます。
- (2) 給与の適正化

- ・町職員の枠組みに沿って適正化を図ります。
- (3) 定員管理・給与の適正化の公表
 - ・町職員の枠組みに沿って公表していきます。

3 経費削減等の財政効課

- (1) 平成17年度～平成21年度までの取組目標
 - ・社会経済情勢や需用のバランス等を考慮し適正な料金の設定

【水道事業】

1 経営改善の推進

- (1) 平成17年度～平成21年度までの取組目標
 - ・検針、収納業務等の委託の検討
 - ・組織体制の見直し
 - ・漏水対応等の業務委託の検討
 - ・その他

2 定員管理・給与の適正化

- (1) 定員管理の適正化
 - ・職員数は既に適正化に努めていますが、更に業務能率の向上するよう努めます。
- (2) 給与の適正化
 - ・町職員の枠組みに沿って適正化を図ります。
- (3) 定員管理・給与の適正化の公表
 - ・町職員の枠組みに沿って公表していきます。

3 経費削減等の財政効課

- (1) 平成17年度～平成21年度までの取組目標
 - ・水道料金の見直し
 - ・業務委託の拡大による事業効率の向上

【国民宿舎事業】

1 経営改善の推進

- (1) 平成17年度～平成21年度までの取組目標
 - ・リピータ確保努力の推進
 - ・組織体制の見直し
 - ・新企画プランの提供
 - ・その他

2 定員管理・給与の適正化

- (1) 定員管理の適正化
 - ・職員数は既に適正化に努めていますので、業務能率の向上に努めます。
- (2) 給与の適正化
 - ・町職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

- (3) 定員管理・給与の適正化の公表
 - ・町職員の枠組みに沿って公表していきます。

3 経費削減等の財政効課

- (1) 平成17年度～平成21年度までの取組目標
 - ・宿泊料金の見直し
 - ・業務委託の拡大による事業効率の向上

【下水道事業】

1 経営改善の推進

- (1) 平成17年度～平成21年度までの取組目標
 - ・浄化槽維持管理補助金の一部廃止等の検討
 - ・組織体制の見直し
 - ・施設管理等の業務委託の検討
 - ・その他

2 定員管理・給与の適正化

- (1) 定員管理の適正化
 - ・職員数は既に適正化に努めていますので、業務能率の向上に努めます。
- (2) 給与の適正化
 - ・町職員の枠組みに沿って適正化を図ります。
- (3) 定員管理・給与の適正化の公表
 - ・町職員の枠組みに沿って公表していきます。

3 経費削減等の財政効課

- (1) 平成17年度～平成21年度までの取組目標
 - ・下水道料金の見直し
 - ・指定管理者制度及び包括的民間委託の検討。

その他

(町民との協働の推進)

行政を行っていくためには、すべての面において町民の理解と協力がなくては運営することができません。

このため、施策検討の段階から町民の参加を促すなど、行政活動に対する町民の意識を高めながら行政と町民とがともに考え決定し、責任を共有する協働型社会の推進を図っていきます。

(公平性の確保と透明性の向上)

地方自治体を取り巻く厳しい状況の中で、自己決定・自己責任により様々な行政課題に対応していくためには、あらゆる面において地域住民の理解と協力が得られなくてはなりません。

このためには、従来にも増して町民等へ行政情報を提供し、情報を共有した中

で施策を検討し展開していく必要があり、行政としての説明責任を果たしながら公正性の確保と透明性の向上を図っていきます。

なお、情報の提供に際しては個人情報の保護に十分な配慮が必要となることから、個人情報の保護には万全を期して臨むこととします。